

藤沢市監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により2026年（令和8年）3月27日に執行した監査の結果に基づく措置状況について、藤沢市長から同条第14項前段の規定による通知があったので、同項後段の規定により当該通知に係る事項を別紙のとおり公表する。

2026年（令和8年）6月26日

藤沢市監査委員	中	川	隆
同	岸	本	寛之
同	石	井	世悟
同	友	田	宗也

市長等の措置に係る通知書

(子ども青少年部)

2026年3月27日監査執行

No	指摘事項	措置の状況	改善又は 検討の目標 年 月 日
1	<p>補助金の執行 (保育課)</p> <p>補助金の額の算出にあたり、要綱で定めた方法と異なる方法で算出しているものがある。</p> <p>(藤沢市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金)</p> <p>補助金の額について要綱第7条第2項で「月の途中で対象保育士が宿舎に入居し、若しくは退去した月に係る補助対象経費は、入居した日数に応じた額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。」と規定しているが、100円未満の端数の切捨てを行っていないものがある。 なお、影響額は僅少である。</p>	<p>補助対象経費の算定段階で100円未満の端数の切捨てを行っていないこと によって補助金の額に影響があったものが2件あったが、交付決定額変更起案を行い、正しい金額での交付額決定通知を発送した。</p>	2026年 4月22日

2	<p>施設の管理 (保育課)</p> <p>貸付料の納付手続きを行って おらず、貸付料が納付され ていない。</p> <p>転貸借契約において、転 借人は年間貸付料を転貸人 である市が発行する納入通 知書により、4月1日から 翌年3月末日までの分を4 月末日までに納付すること となっているが、転借人に 対し市が納入通知書を発行 しておらず、期日までに貸 付料が納付されていなかっ た。</p> <p>なお、指摘後、納付手続 きを行い、令和8年3月中 に市が発行した納入通知書 により転借人が貸付料を納 付したことを確認した。</p>	<p>転借人に対し、令和8年度分の貸付 料について4月1日に納入通知書を発 行し、送付した。</p> <p>また、4月17日付け領収の納入済 通知書により納付を確認した。</p>	<p>2026年 4月24日</p>
---	---	---	------------------------